

令和7年度郡山市セーフコミュニティ推進事業所募集要項

令和7年4月1日

郡山市市民部セーフコミュニティ課

1 事業の主旨

市内でセーフコミュニティ活動に取り組む企業、団体、事業所等（以下「事業所」という。）を募集し、その取組を広く市民へ周知することにより、地域活動団体、関係機関、行政等との協働による「みんなでつくる安全・安心なまち」セーフコミュニティ活動を推進することを目的として実施する令和7年度セーフコミュニティ推進事業所募集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 事業主体

実施主体は郡山市とし、郡山市セーフコミュニティ推進協議会との協働により実施することができるものとする。

3 対象

対象は、郡山市内でセーフコミュニティ活動に取り組む事業所とし、事業所の所在地は問わないものとする。

4 参加要件

参加要件は、次に掲げる項目のいずれかに該当している事実が判明した場合に、参加登録を取り消されることに同意することとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者
- (3) 参加申込書提出日において、本市の指名停止措置を受けている者
- (4) 国税及び地方税を滞納している者

5 取組の対象となる活動

取組の対象とする活動は、本市のけがや事故を予防する活動で、事業所が行う次のいずれかに該当する活動のうち、公序良俗に反する活動、政治又は宗教を目的とした活動ではないものとする。

- (1) 地域に対して行う次に掲げる分野における安全・安心に関する活動
 - ア 交通安全に関すること
 - イ こどもの安全に関すること

- ウ 高齢者の安全に関すること
- エ 自殺予防に関すること
- オ 防犯に関すること
- カ 防災・環境安全に関すること
- キ アからカ以外の安全・安心に関すること

(2) 事業所内及び従業員に対して行う前号に規定する分野における安全・安心に関する活動

6 参加登録によるメリット

参加登録した事業所について、次に掲げる内容によりその事業所の安全・安心活動をPRする。

- (1) セーフコミュニティ推進事業所を証するステッカー（以下、「推進事業所ステッカー」という。）の掲示
- (2) セーフコミュニティ啓発用ポスター、ステッカー等の掲示
- (3) 市ウェブサイトでの事業所名、取組内容の紹介
- (4) セーフコミュニティ通信等による関連情報発信

7 募集期間

募集期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

8 周知方法

本事業は、市ウェブサイト、報道機関、SNS、チラシ等により周知を行うものとする。

9 応募方法

本事業に応募をしようとする事業所は、郡山市セーフコミュニティ活動参加申込書（様式1）により、次のいずれかの方法で申し込むものとする。

- (1) メール
- (2) ファクシミリ
- (3) 郵送
- (4) 持参
- (5) 電子申請

10 参加登録の決定

本事業への応募があったときは、項目4「参加要件」による同意に基づき、応募のあった日から起算して30日以内に、その参加登録を決定する。

11 決定の通知

本事業への参加登録を決定したときは、速やかに郡山市セーフコミュニティ活動参加登録決定通知書（様式２）（以下「参加登録決定通知書」という。）により、応募をした者に通知しなければならない。

12 内容変更等の手続

事業所は、本事業へ届出た内容等を変更しようとするときは、郡山市セーフコミュニティ活動参加登録内容変更届（様式３）を提出する。

13 参加登録の辞退

参加登録を辞退するときの手続きは、次のとおりとする。

- (1) 郡山市セーフコミュニティ活動参加登録辞退届（様式４）を提出するとともに、推進事業所ステッカーを返却又は処分する。
- (2) 項目16「取組状況の報告」において、参加登録を辞退する旨を申し出るとともに、推進事業所ステッカーを返却又は処分する。

14 参加登録の取消し

参加登録を決定した以降において、次のいずれかに該当する事実が判明したときは、本事業への参加登録を取り消すとともに、推進事業所ステッカーを返却又は処分させることができるものとする。

- (1) 参加要件を満たせなくなったとき
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされたとき
- (3) 公序良俗に反する行為、又は社会的心象を損なう行為など、本事業のイメージを損なう恐れのある事実が判明したとき
- (4) (1)から(3)以外で本事業の目的に反し参加することが適当でないと認められる事実が判明したとき

15 取消しの通知

本事業への参加登録を取り消したときは、速やかに郡山市セーフコミュニティ活動参加登録取消通知書（様式５）により、参加を取り消した事業所へ通知しなければならない。

16 取組状況の報告

参加登録の決定を受けた事業所は、次により取組状況の報告を行うものとする。

- (1) 報告様式 郡山市セーフコミュニティ活動取組状況報告書（様式６）

- (2) 取組期間 令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 報告期限 令和 8 年 4 月 30 日まで
- (4) 添付書類 必要に応じて次の資料を求めることができる。
 - ア 取組状況が分かる写真及びデータ
 - イ その他、取組状況報告書の内容を補完する資料
 - ウ 原則として、添付書類は返却しない。
- (5) 聞き取り 必要に応じて取組状況の聞き取りを行うことができる。

17 参加登録の継続

項目 16「取組状況の報告」において、参加登録の継続を希望した事業所は、翌年度における項目 9「応募方法」による応募をしたものと見なす。

18 情報発信及び共有

事業所より提出された取組状況報告について、以下の方法により情報発信及び共有を行うことにより、事業所のセーフコミュニティ活動を P R する。

- (1) 市ウェブサイトによる参加事業所名及び取組内容の紹介
- (2) 市セーフコミュニティ通信等による情報発信
- (3) 郡山市セーフコミュニティ推進協議会との情報共有

19 補則

この要項に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別にこれを定める。